

揚貨装置を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
2001	7	9 ～ 10	船内において、コンテナを荷揚げするための玉掛けを行い、隣のコンテナに避難して吊り上げを見ていたところ、揚貨装置で吊り上げられたコンテナが横にふれてコンテナと移動してきたコンテナとの間に挟まれた。	50202	6	100 ～ 299
2004	5	12 ～ 13	貨物船で運ばれたパルプを岸壁に降ろすため船に設置された揚貨装置を運転していたが、運転を他の者と交替した後、運転を再開した揚貨装置が急に止まったので調べたところ、クレーンガーター上の非常停止装置レバーが「ON」となり被災者が倒れていた。	50202	6	100 ～ 299
2006	3	10 ～ 11	4本の玉掛用ワイヤロープで玉掛し、船舶に設置された揚荷装置を使用して建設機械（約14トン）をつり上げようとしていた。荷の安定を確認するためにわずかにつり上げていたところ、当該機械がいったん回転し、横転した。被災者は横転した建設機械の下敷きとなった。	50202	6	30 ～ 49
2006	7	11 ～ 12	舳から鋼管（長さ12メートル、直径0.2メートル、重量0.5トン／本）4束（1束＝鋼管9本、重量20トン）を本船の揚貨装置（制限荷重25トン）を用いて本船に積み込み作業中、揚貨装置の巻上げ用ワイヤロープが切断したため、つり荷である鋼管が落下し船倉内の作業者がその下敷きとなった。	50202	4	100 ～ 299
2008	9	10 ～	はしけに積載した荷（エンジン発電機：314t）を貨物船（2万3119t）の揚貨装置を使用して当該貨物船に載せようとしてつり上げたところ、はしけから約7mの高さのところではしけの揚貨装置の巻き上げ用ワイヤロープが切	50202	4	30 ～

		11	断し、荷がはしけ上に落下して、はしけが大破し沈没した。はしけ上にいた作業者のうち5名が海に墜落して5名のうちの1名が行方不明となった。			49
2010	3	9 ~ 10	貨物船（総トン数7743t）から、揚貨装置を使いコンテナの荷降ろし作業を終えた被災者等は、揚貨装置で船倉の蓋を戻した後、3人が進行方向側、海側、陸側に別れて蓋をピンで固定する作業中、海側で最後のピン（5ヶ所目）を留めていた被災者が、走行中の揚貨装置脚部と船倉の側壁との間に頭部を挟まれ死亡した。	50202	7	50 ~ 99
2010	8	18 ~ 19	埠頭に停泊中の外国船籍貨物船（長さ208m、幅32m、総t数3万7000t）内において、制限荷重70tの揚貨装置を用いて粉末鉱石を荷卸しする作業中、甲板上で倒れていた被災者を同僚労働者が発見した。被災者は、船倉の蓋上からタラップを使用せずに、揚貨装置のはしご等を伝って上甲板通路に降りようとした際、当該揚貨装置が動き出し、高さ2.9mの位置から上甲板通路に墜落し、死亡したとみられる。	50201	1	50 ~ 99
2011	5	17 ~ 18	被災者は、漁獲船で獲れた漁獲物を輸出するため、漁獲物を冷凍運搬船へ転載する業務に立ち会っていた。漁獲物転載中、冷凍運搬船の荷役機器のブームが落下し、ブームの下敷きになり死亡した。	70209	7	50 ~ 99
2012	3	15 ~ 16	石炭運搬船のハッチで石炭を荷降ろし作業中、揚貨装置の運転手はバケツを降ろしたが位置が悪かったため、再度バケツを横移動させたところ、ハッチ内で合図を行っていた被災者を直撃した。	50202	6	30 ~ 49
2013	8	16 ~ 17	冷凍船の荷揚げ作業が完了し、岸壁に仮置きしていた40フィートコンテナ（総重量22t）を揚貨装置（36t）を用いてデッキ上に戻す際、コンテナをセッティングポイントに収めるため、被災者を含めて4人でコンテナの介錯を行っていたところ、コンテナが船の手すり支柱に引っかかり支柱から外れた際、コンテナが振れ被災者が船のスラッジタンクとコンテナに下半身をはさまれた。	50202	7	100 ~ 299
			貨物船に設置されている揚貨装置を用い、舳上にある直径約1.3m、			

2013	8	8 ～ 9	重量約8 tのコイル2個を運搬するため、被災者並びにもう一人の作業 者にて玉掛けを行った、玉掛け後地切りしたところ、荷が振れ、被災者 がコイルと舳壁面との間に腹部を挟まれた。	50202	7	30 ～ 49
2014	7	11 ～ 12	漁港にて、漁船からイワシをトラック荷台に積まれたダンベに荷卸しし た際、揚貨装置のワイヤロープが切れ、荷台上で待機していた被災者の 頭部に揚貨装置のブームが当たった。	50202	4	1～ 9
2016	10	11 ～ 12	貨物船の右舷側を岸壁に接岸し左舷側に舳を係留した状況において、揚 貨装置（制限荷重250トン）を使用し舳から荷（鉄パイプ（径0.2 m長さ12m）9本を1束にしたもの）を4束（総重量17.9トン） を船倉に積み込む作業中、吊り荷を倉底より高さ約2.8mの高さで水 平移動させていたところ、船体が大きく右舷側に沈み（約10度）傾い たため、吊荷が大きく水平に振れ、船倉内壁と荷に作業員3名が挟まれ 被災した。	50202	6	50 ～ 99
2016	10	11 ～ 12	貨物船の右舷側を岸壁に接岸し左舷側に舳を係留した状況において、揚 貨装置（制限荷重250トン）を使用し舳から荷（鉄パイプ（径0.2 m長さ12m）9本を1束にしたもの）を4束（総重量17.9トン） を船倉に積み込む作業中、吊り荷を倉底より高さ約2.8mの高さで水 平移動させていたところ、船体が大きく右舷側に沈み（約10度）傾い たため、吊荷が大きく水平に振れ、船倉内壁と荷に作業員3名が挟まれ 被災した。	50202	6	50 ～ 99
2020	9	12 ～ 14	埠頭に置かれたラッチアームバケット（高さ約6m、幅約3m、奥行約 2m）の修繕作業場所で被災者1名で資材の片付け、修繕個所の点検を 行っていた。作業予定時刻を過ぎても戻らないため現場を訪れた社長が 倒れている被災者を発見、救急に連絡したが、その場で死亡が確認され た。点検のためバケットに上っていたが、足をすべらせるなどして墜落 したものと推定された。	11702	1	1～ 9
			岸壁に接岸した本船の揚貨装置を用いて、本船に横付けしたはしけ船に			

2020	6	10 ～ 12	積まれたスチールコイルを本船に積み込む作業において、被災者はコイルの玉掛け作業を行っていたところ、吊り上げていたコイルが振れて被災者がコイルの間に挟まれ、脳死状態となっていたが、後日死亡が確認された。	50202	7	100 ～ 299
------	---	---------------	--	-------	---	-----------------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html